



企業主導型保育事業費補助金に関わる 主な問合せ事項について

企業主導型保育事業 助成金申請手続きセミナー

公益財団法人児童育成協会

審査部 相談支援室室長 岡野 正和

審査部 審査一課 主任 栃澤 かおり





【おしらせ】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、従来の募集期間（4月20日～5月29日）を1カ月間延長し、6月30日（火）17時30分までといたしました。



実施要綱・助成要領





【質問 1】

申請時点において設定していた施設の開所予定日までに、施設の運営を開始できなかった場合、どのような取扱いとなるか教えてください。

【回答 1】

施設の開所予定日までに、合理的な理由なく運営を開始しない場合には、助成決定の取消しや助成金の返還などの対応を求める可能性がありますので、申請時点における開所予定日は現実的な設定としていただくようお願いします。

【質問 2】

保育事業者型事業の実施者の施設等の運営実績は、募集期間の最終日時点において5年以上の実績があれば、要件に該当しますか。

【回答 2】

募集期間の最終日時点で、
実施要綱第3の1（1）②アからウに記載のある施設の5年以上の運営実績があれば要件に該当します。

【回答 2】

- ア 子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設、同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第 30 条第 1 項第 4 号に定める特例保育を行う施設
- イ 児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設、同法第 6 条の 3 第 7 項に定める一時預かり事業を行う事業所及び同条第 13 項に定める病児保育事業を行う事業所
- ウ 認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。））

【質問 3】

企業主導型保育施設を運営している事業者であって、施設等の運営実績は5年に満たない場合、保育事業者型事業の実施者として令和2年の募集の応募は可能ですか。

【回答 3】

施設等の運営実績が5年に満たない事業者は、保育事業者型事業の実施者の募集要件には該当いたしません。

自社従業員のための保育施設として設置する場合には、一般事業主として応募をしていただくこととなりますが、保育事業を委託する場合、委託先の保育事業者は施設等の運営実績が5年以上ある者に限ります。

【質問 4】

施設長（園長）（候補者）の履歴書につきましては、施設長（園長）の要件はありますか。また、その要件に満たないものは施設長になれないのですか。

【回答4】

資格等は求めておりませんが、児童福祉事業に従事した経験があり、保育所の役割や社会的責任を理解し、施設を適切に運営できる者を施設長（園長）とすることが望ましいです。

【質問 5】

開所時間や開所日を設定する必要がありますが、申請時には目安を記載してもよいですか。

【回答5】

整備費の申請時に申請した内容を運営費申請時に変更することは原則認められませんので、目安ではなく、開所後に実際運営する予定の開所時間や開所日で申請を行ってください。



【質問 6】

申請時の定員を助成決定後に減らすことは可能ですか。

【回答 6】

利用者の意向や事業計画に基づき定員設定を行っていただくことから、助成決定後の定員減は原則認められません。



【質問 7】

定員 20 名以上の施設においては、医務室や調理室の設置が必須となりますか。

【回答7】

お見込みのとおりです。

なお、食事の提供方法が外部搬入である場合は、調理室ではなく調理設備とすることも可能です。



提出書類



【質問 8】

申請書類の作成にあたって消防署や保健所、市役所等の行政機関への確認が必要になりますが、確認は新型コロナウイルスの感染予防の観点から、メールや電話による方法により実施して問題ないですか。



【回答 8】

差し支えありません。

【質問 9】

直近 3 期の決算報告書ですが、当法人の総会が 6 月に開催しております。

つきましては、総会承認前の書類を提出し、総会后に再提出させていただいてもよいですか。



【回答 9】

申請時点において決算が確定している「決算報告書」を直近 3 期分ご提出ください。

【質問 10】

「助成申込者の財務適格性の審査のための決算報告書に係る公認会計士等の書類等」は、具体的にはどのような書類ですか。

決算書に添付してある【税務代理権限証書】は該当しますか。

【回答 1 0】

「資料 3 - 3 提出書類」の備考欄に記載されている通りです。

税務代理権限証書でも可能です。

【質問 1 1】

整備費及び改修支援加算申請に必要な賃貸借契約書について、賃貸物件の場合、助成決定後に契約を締結する予定のため、契約書ではなく、覚書の提出でも問題ないですか。

【回答 1 1】

応募の際には覚書（仮契約書）等で構いません。

内示が出ましたら、早急に契約をしていただき、正式な賃貸借契約書のご提出をお願いいたします。



【質問 1 2】

保育施設の今後 5 年間の収支予算書について、
1 年間ごとの予算書で問題ないですか。



【回答 1 2】

1年間ごとの予算書を5年間分添付していただくことで、問題ありません。

【質問 1 3】

法人等の就業規則・非常勤就業規則、法人等の給与規定について、設置事業者と併せて、委託会社や共同設置企業の方も提出が必要ですか。

【回答 1 3】

委託会社の就業規則等は提出いただく必要はありません。

共同設置の場合は、法人ごとの就業規則や給与規定の提出が必要です。

【質問 1 4】

認可外保育施設を5年以上運営している実績がありますが、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書以外に、提出が必要な書類はありますか。

【回答 1 4】

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の
証明書及び認可外保育施設の設置届の受領書
（自治体の受領が確認できるもの）または、
設置届の写しをご提出ください。

【質問 1 5】

社会保険料の納入証明書について、年金事務所より、「3月分を含めると5月10日以降の発行となる」との回答がありました。それまでに申請を行いたい場合は、平成31年4月から令和2年2月分の納入証明書の提出でよいですか。

【回答 1 5】

該当する年月が記載されている書類の添付が必要となります。5月10日以降に発行されるようでしたら、その後ご申請いただくようお願いいたします。

【質問 1 6】

地方自治体からの推薦について、該当する自治体へ確認しましたが、市ではそのような推薦は一切行ってないとの回答でした。推薦を行う自治体とそうでない自治体があるということですか。

【回答 1 6】

新たな保育施設の整備の必要性の有無など、自治体毎に状況が異なるため、推薦を行うか否かは自治体の判断に委ねています。

なお、協会において、個別の推薦状況については非公表とすることとしています。

【質問 17】

「入札を行うための建築士が合理的に積算した予定価格調書」とは、設計事務所名にて、設計概算見積書と理解し、根拠となりえる資料が必要となりますか。

【回答 17】

根拠資料をもって積算した予定価格調書を作成するものと考えております。
募集段階での提出は求めませんが、別途求められる場合もございます。



【質問 1 8】

建築業許可証は、提出した全ての見積書に係る建設業者のものを提出する必要がありますか。



【回答 1 8】

全ての建設業者分の提出が必要です。



【質問 19】

共同設置の場合に必要な書類を教えてください。

【回答 19】

共同で設置していることを証する書類（共同設置契約書等）の提出が必要です。

【質問 20】

整備費申請における提出書類 1 2・1 3 の法人の場合の書類について、登記簿に記載（所謂本社）の社会保険料の納入証明書・納税証明書その 3 の 3・法人事業税の 3 点が必要との認識でよいですか。



【回答 20】

申請に関しては法人単位となりますので本社のもの
ので結構です。



建築関係



【質問 2 1】

今回の申請において、内示前に工事を行う事は可能ですか。



【回答 2 1】

内示前の工事着工（契約を含む）は助成の対象外です。

【回答 2 1】

主に以下の工事内容が着工に該当します。

- ・「創設」：仮囲い・仮設事務所
縄張り等の準備工事
- ・「修繕」：解体工事

以下の行為は、着工には該当しません。

- ・設計・工事見積・地盤調査・確認申請



【質問 2 2】

大規模修繕（改修）を実施する場合、運営費のみの申請を行うことになりますか。

【回答 2 2】

お見込みのとおりです。

この場合、運営における保育計画をもとに、改修支援加算以外の運営費についても併せて申請していただく必要があります。

【質問 2 3】

2 社の見積もりは、どの程度詳細に記載すればよいですか。

【回答 2 3】

基本的には最終的に詳細内訳をご用意いただく必要がありますが、申請時には「中項目」程度の記載で構いません。

【回答 2 3】

中項目…工事内容ごとの見積りを指します

〈建築工事〉

直接仮設工事・土工事・木工事など

〈電気工事〉

電力引込設備工事・幹線設備工事・電灯コンセント工事など

〈給排水設備工事〉

給水設備工事・給湯設備工事、排水設備工事など



【質問 2 4】

「設計施工」の場合の 2 社見積もりの徴収方法を教えてください。

【回答 2 4】

「設計施工」の設計を元に別の施工事業者から見積もりを徴収することになります。
なお、プロポーザル方式による入札は価格競争の原理が働かないことから認められません。



整備費・運営費



【質問 2 5】

既に助成決定されている企業主導型保育施設で整備費補助を受けていない場合、運営費の「改修支援加算」の対象になりますか。

【回答 2 5】

今回の運営費における改修支援加算については、新たに企業主導型保育事業を実施するための改修を行った場合に、運営費に加算を行うものであるため、新規に申請される企業主導型保育施設のみが対象となります。

このため、既に助成決定されている企業主導型保育施設は、整備費の補助を受けていない場合であっても加算の対象にはなりません。



【質問 2 6】

改修支援加算として、改修にかかる費用の
4分の3の金額の10分の1の金額が毎年度
必ず助成されますか。

【回答 2 6】

改修支援加算の支給は10年となっておりますが、運営費の助成については、助成金基準額より総事業費が少ない場合に総事業費金額を助成するため、必ずしも改修支援加算に係る助成額が助成されるとは限りません。

【質問 27】

改修支援加算は基本分15,000千円と、加算分11,380千円とありますが、加算分の要件を具体的に教えてください。

【回答 27】

既存建物等を改修する場合等に、児童の安全性を考慮するため、建物の入口周辺や病児保育施設までの経路等を児童向けの環境に整備する場合には加算分を助成します。

【回答 27】

例) テナントビルのエントランス付近の自動車走行箇所と児童の導線を分けるために児童用の歩道を整備する場合など

【質問 2 8】

- ・債務超過がないこと
- ・3年以上連続して損失を計上していないこと
- ・運営資金を1か月分保有していること

の要件について、それぞれ要件を単に満たしていればよいですか。

程度によって評点がつけられますか。

【回答 2 8】

1次審査において、これらの要件が全て満たされているかを確認します。その後、2次審査において、財務状況の詳細（損失の額の大小等を含む）を確認し、更なる審査を行うこととなります。

【質問 29】

中小企業の判定について、複数の業種を行っているが、業種区分の選択をする際はどのように選択すればよいですか。



【回答 2 9】

複数事業を展開している場合には、業務実態を
勘案した上で主となる業種を選択してください。

【質問 3 0】

整備費の助成申請を行う際、同時に運営費の助成申請を行う必要はありますか。

【回答 3 0】

整備費の助成決定を行った事業者において、保育施設の整備が完了し、施設の運営を開始した場合に運営費の助成申請をしていただくことになります。

【質問 3 1】

2020年4月1日より運営を開始している託児所に関して、運営費のみ助成金を受給しようと考えています。

その場合、整備費の助成金の受給は出来ないため、今回の応募では整備費に関する提出書類の提出は不要ですか。

【回答 3 1】

お見込みのとおりです。

「資料 3 - 3 提出書類（運営費・施設利用給付費）」をご確認いただき、提出をお願いいたします。

審査会選定結果に大きく影響するため下記の点にご注意ください

- ・申請者は審査対象の要件を満たしているか
- ・地方公共団体等の事前確認が終了しているか
- ・提出書類に不備がないか
- ・提出書類と申請画面に不整合がないか
- ・申請画面の必須項目の入力が適正に行われているか
- ・申請内容に誤りがないか



選考の結果、助成決定されない場合があることをご了承ください

ご検討にあたっては
「企業主導型保育事業立ち上げ事例のご紹介（令和元年度版）」も参考にしてください

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/unei/index.html>

助成申請に関するご質問は、以下のメールフォームよりお問い合わせください。

企業主導型保育事業ポータル
<https://www.kigyounaihoiku.jp/>

企業主導型保育事業ポータル

企業主導型保育事業

お問い合わせ | 申請ログイン | 情報提供

検索

会社も 社員も
地域もうれしい

企業主導型保育事業のご案内

従業員のための保育園をつくりませんか？

設置・運営の費用を「企業主導型保育事業」で助成します

お問い合わせ

◎ 新型コロナウイルスに関して[NEW]